

生活あんしん保険のご案内

(正式名称: 団体総合生活補償保険)

初年度のため各種割引は適用されておりません。

加入者数により割引率が変わりますので、是非この機会にご検討ください。

ケガによる入院・通院

傷害プラン

日常生活でのケガや、交通事故によるケガ



個人賠償

その他補償プラン

他人にケガをさせた、
他人のものを壊したなど
第三者に対する法律上の
損害賠償責任の発生



疾病プラン

病気による入院・通院

さまざまな病気や、
熱中症などへの補償



身の回りの危険を
まとめて解決!

魅力ある福利厚生を
バックアップします。

財物損害

その他補償プラン

携行品の破損・盗難
など



療養(休業)

所得補償プラン

本人のみ

ケガや病気での
長期療養によって
発生した収入減



突発的な出費

その他補償プラン

※**祝ホールインワン** ホールインワン、
アルパトロスを達成し、
記念品や祝賀会など
を行った場合の費用
(日本国内のみ)



天災時も
補償します!

※すべてのプランで対象となります



申込締切日：平成26年3月25日(火)必着

保険期間(ご契約期間)：平成26年5月1日 午後4時から1年間

●ご加入要領●

加入対象者

一般社団法人日本映像ソフト協会の会員企業の役員・従業員の方

被保険者

(補償の対象となる方)

▼以下①～⑤からお選びいただいた方となります。

- ①従業員*ご本人
- ②従業員*の配偶者
- ③従業員*の子供
- ④従業員*の両親および兄弟姉妹
- ⑤従業員*と同居している親族

*または、役員の方

●所得補償プランについては、役員・従業員本人のみとなります。

ご注意！！補償項目毎の被保険者範囲は次ページ最上部の一覧表をご覧ください。

お申込方法

別紙「加入申請書」の加入区分(新規)に○印をし、必要事項をご記入のうえ、(株)JVCケンウッド・パートナーズまでご提出ください。

保険料払込方法

第一回目の保険料は7月28日にご指定の口座より引き落としいたします。
以降原則毎月27日(銀行休業日の場合は翌営業日)にご指定の口座より引き落としいたします。

生活あんしん保険ご案内

日常生活のもしもに備えて、ニーズによりプランをご選択いただけます！

▼被保険者の範囲は以下の通りです。

被保険者	プラン名	所得補償プラン	その他補償プラン				傷害プラン	疾病プラン
			個人賠償責任 危険補償特約	受託物賠償責任 補償特約	携行品損害 補償特約	ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約		
被保険者ご本人※1		○※5	○	○	○	○	○	
被保険者ご本人の配偶者		×	○	○	×	×	×	
親族※2		×	○	○	×	×	×	

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※3」または「別居の未婚※4の子」をいいます。

※3 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。 ※5 所得補償プランは会員企業の役員・従業員本人のみ加入可

所得補償プラン

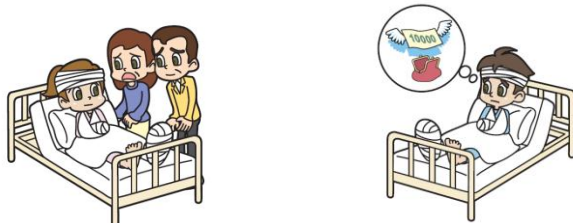
所得補償

+

傷害死亡・後遺障害

会員企業の役員・従業員本人のみ加入可

ケガや病気によって万が一働けなくなった場合の所得を補償します。長期療養でもOK！
最高730日間補償します。お仕事中、レジャー・旅行中でも、国内、国外を問わず補償します。



【フランチャイズ特約セット】
所得補償の免責日数は4日です。
5日以上継続して就業不能となった
場合に1日目から補償されます。

その他補償プラン

個人賠償

財物損害

受託物賠償

ホールインワン・アルバトロス費用

+

傷害死亡・後遺障害



●他人にケガをさせたり、他人のものに損害を与えた場合の法律上の損害賠償責任



●お出かけの時の身の回り品の破損・盗難



※キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、一定条件を満たさないかぎり保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

●日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、アマチュアゴルファーである被保険者が他の競技者と同伴し、パー35以上、9ホールをラウンドするゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として費用を負担したことによって損害を被った場合(日本国内のみ)

傷害プラン

傷害死亡・後遺障害

傷害入院

傷害通院

傷害手術

国内・国外を問わず、交通事故はもちろん、ガス爆発・建物火災によるケガ、仕事中・スポーツ中・旅行中・家庭内外の日常生活におけるケガを補償します。



●交通事故によるケガ



●スポーツ中のケガ



●家庭内でのケガ



●旅行中のケガ

※傷害プランにご加入の場合は「生活安心サポート」、疾病プランにご加入の場合は「医療カウンセリングサービス」および「健康安心サポート」がご利用いただけます。詳細は5ページをご覧ください。

疾病プラン

疾病入院

疾病通院※

疾病手術

疾病放射線治療

病気による入院・手術を補償します。



※疾病通院における通院保険金は、入院保険金をお支払いする場合においてお支払いします。

(注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額(ご契約金額)と保険料

所得補償プラン 保険金額(ご契約金額)と保険料

以下のタイプから1つをお選びください。

役員・従業員のみ加入可

タイプ		所得補償プラン(1級:会社事務員、企画、営業)				所得補償プラン(2級:印刷(手工)、DVD等の製造)			
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
所得補償保険金額		10万円	15万円	20万円	30万円	10万円	15万円	20万円	30万円
傷害死亡・後遺障害保険金額		100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
月払保険料	15~19才	910円	1,300円	1,680円	2,450円	1,030円	1,480円	1,920円	2,810円
	20~24才	1,290円	1,870円	2,440円	3,590円	1,460円	2,120円	2,780円	4,100円
	25~29才	1,430円	2,080円	2,720円	4,010円	1,620円	2,360円	3,100円	4,580円
	30~34才	1,760円	2,570円	3,380円	5,000円	2,000円	2,930円	3,860円	5,720円
	35~39才	2,150円	3,160円	4,160円	6,170円	2,450円	3,610円	4,760円	7,070円
	40~44才	2,720円	4,010円	5,300円	7,880円	3,100円	4,580円	6,060円	9,020円
	45~49才	3,100円	4,580円	6,060円	9,020円	3,540円	5,240円	6,940円	10,340円
	50~54才	3,640円	5,390円	7,140円	10,640円	4,160円	6,170円	8,180円	12,200円
55~59才	3,780円	5,600円	7,420円	11,060円	4,330円	6,430円	8,520円	12,710円	
60~63才	4,010円	5,950円	7,880円	11,750円	4,580円	6,800円	9,020円	13,460円	

<保険期間1年/所得職種別1級、2級/天災補償特約セット/てん補期間(保険金をお支払いする)2年/免責(保険金をお支払いできない)期間4日(保険金支払条件変更(フランチヤイス)特約(所得補償特約用)セット)/骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)(自動セット)>
 上記の年齢は、平成26年5月1日時点の満年齢となります。
 ・所得補償の保険料(または保険金額)は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。
 1級・・・会社事務員、企画、営業 2級・・・印刷(手工)、DVD等の製造 ※ご自身の職種級別がご不明な場合は取扱代理店にお問い合わせください。
 (注)告知していただいたご職業、職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
 上記保険料は団体割引なし(被保険者数20名未満)にて試算しております。ご契約開始の際、被保険者の総数が20名以上になった場合は、保険料を変更させていただきます。
 ・所得補償保険金額は、被保険者の方の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適切な額をご設定下さい。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

・「平均所得額」とは、保険契約締結直前の12ヶ月における所得の平均月間額をいいます。※1
 平均所得額 = (年間総収入※2 - 働けなくなったことにより支出を免れる金額※3 - 働けなくなっても得られる収入) ÷ 12(か月)
 ※1 被保険者が事業所得者の場合、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費に応じて決定します。
 ※2 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入です。
 ※3 事業所得の当該事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費等をいいます。
 ※4 利子所得、配当所得、不動産所得等をいいます。就労の有無に関わらず得られる役員報酬等がある場合はこれも含まれます。

その他補償プラン 保険金額(ご契約金額)と保険料

以下のタイプから1つをお選びください。

タイプ	その他補償プラン		
	フルプラン(V)	ゴルフプラン(W)	ベーシックプラン(X)
個人賠償責任危険保険金額(免責金額なし)	1億円	1億円	1億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円	100万円
受託物賠償責任保険金額(免責金額5,000円)	20万円	-	-
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	50万円	50万円	-
携行品損害保険金額(免責金額3,000円)	30万円	30万円	30万円
月払保険料	1,180円	980円	400円

個人賠償責任、受託物賠償責任は同居の親族や別居の未婚の子も補償の対象となります。補償の重複がないよう十分ご注意ください。

<保険期間1年/天災補償特約セット>
 ◆ご加入プランの組み合わせによっては、実際の払い込み保険料が上記保険料の合計額と10円程度異なる場合があります。

傷害プラン・疾病プラン 保険金額(ご契約金額)と保険料

以下のタイプから1つをお選びください。

タイプ	傷害プラン			疾病プラン(注)				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	
傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円	300万円	100万円	-				
入院保険金日額	7,500円	4,500円	1,500円	10,000円	7,500円	4,500円	1,500円	
通院保険金日額(注)	5,000円	3,000円	1,000円	5,000円	5,000円	3,000円	1,000円	
手術保険金額	入院中75,000円 入院中以外37,500円	入院中45,000円 入院中以外22,500円	入院中15,000円 入院中以外7,500円	入院中100,000円 入院中以外50,000円	入院中75,000円 入院中以外37,500円	入院中45,000円 入院中以外22,500円	入院中15,000円 入院中以外7,500円	
疾病放射線治療保険金額	-			100,000円	75,000円	45,000円	15,000円	
月払保険料	0才	2,960円	1,780円	590円	6,410円	5,110円	3,070円	1,030円
	1~5才				1,320円	1,060円	640円	220円
	6~9才				770円	620円	370円	120円
	10~14才				600円	470円	280円	100円
	15~19才				600円	460円	280円	90円
	20~24才				870円	680円	410円	130円
	25~29才				1,310円	1,050円	630円	210円
	30~34才				1,640円	1,350円	810円	270円
	35~39才				1,610円	1,310円	780円	260円
	40~44才				1,750円	1,420円	850円	280円
	45~49才				2,260円	1,810円	1,090円	360円
	50~54才				3,170円	2,520円	1,520円	500円
55~59才	4,350円	3,450円	2,060円	690円				
60~64才	6,220円	4,920円	2,950円	990円				
65~69才	9,020円	7,100円	4,250円	1,420円				

<保険期間1年/傷害入院保険金支払対象期間(支払限度日数)・疾病入院保険金支払対象期間(支払限度日数):365日/傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日/疾病通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数30日/天災補償特約・疾病通院保険金の支払条件変更特約セット・免責期間0日>

(注)疾病プランの通院保険金は入院前後の通院が通院保険金の支払対象となります。
 ※上記年齢は、平成26年5月1日時点での満年齢となります。

具体的な加入例

ケース ご本人30才、配偶者28才、子2才

- ◆ケガや病気による入院や療養による収入ダウンに備え、月収の50%程度は確保したい。
- ◆日常生活の損害賠償責任や携行品の破損、盗難の補償も必要。
- ◆ゴルフによく行くので、万一の際のホールインワン・アルバトロスにも備えたい。
- ◆ケガや病気でご入・通院した場合、しっかり補償が欲しい。
- ◆家族のケガや病気も心配。

個人賠償責任は、本人加入により
配偶者・子も被保険者に含まれます。

被保険者	所得補償プラン	その他補償プラン	傷害プラン	疾病プラン	加入申請書記入タイプ	保険料
ご本人	C	V	1	4	C V 1 4	3,380円+1,180円+2,960円+1,640円=9,160円
配偶者	0	0	1	5	0 0 1 5	0円+ 0円+2,960円+1,050円=4,010円
子	0	0	2	6	0 0 2 6	0円+ 0円+1,780円+ 640円=2,420円

合計保険料(月払) 15,590円

<ご加入手続き> 加入申請書に、記入欄にそれぞれ、上記の通り記入します。
加入申請書へご記入いただき、後ほど送付する加入申込票にご記入いただいた方が補償対象となります。

ご加入の手続き

1. 生活あんしん保険加入申請書をP. 4 記載例に基づきご記入いただきます。
2. ご記入いただいた加入申請書を取扱代理店 (株) JVCケンウッド・パートナーズ
まで F A X (042-646-4749) ください。
3. 取扱代理店(株)JVCケンウッド・パートナーズが加入申請書受領後、
別途「加入申込票セット」を送付致します。
4. 「加入申込票セット」が届きましたら同封の記入例に従って記入していただき、
平成26年3月25日(火)までに同封の返信用封筒にて取扱代理店(株)JVCケンウ
ッド・パートナーズにご返送ください。

【ご注意】「疾病プラン(4~7タイプ)」、「所得補償プラン(A~Hタイプ)」にご加入される方

後ほど送付する加入申込票裏面記載の「健康状態告知質問事項(質問1, 2, 3)」をご覧ください、表面の健康状態告知解答欄(被保険者ご本人の告知欄)へご回答し、署名のうえ、告知日をご記入ください。告知の内容によっては、お引受けできない場合や条件付でのお引受けとなる場合がありますのでご了承ください。

◆疾病プラン・所得補償プランについては、保険期間の開始時(注)より前に発病した病気等(その病気等を原因とする損失、損害を含みます。)については、保険金をお支払いできません。

※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知してご契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時(注)より前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時(注)からその日を含めて1年を経過した後に病気により入院を開始された等の場合には、保険金をお支払いできることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時になります。

◆健康状態告知書や加入申込票記載事項(職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【取扱代理店】

株式会社 JVCケンウッド・パートナーズ
〒192-8525 東京都八王子市石川町2967-3
Tel 042-646-4788 Fax 042-646-4749

加入申請書に記載する「ご加入の型」について

▼「ご加入の型(保険料)」は以下に習い、加入申請書に記入してください。

(例)満30才で職種級別1級所得補償:C その他補償:V 傷害:1 疾病:4 へ加入する場合

所得補償プラン										その他補償プラン				傷害・疾病プラン				傷害・疾病プラン				
職種 1 級					職種 2 級					加入なし	フル	ゴルフ	ベーシック	加入なし	傷害			加入なし	疾病			加入なし
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(O)	(V)	(W)	(X)	(O)	(1)	(2)	(3)	(0)	(4)	(5)	(6)	(7)	(0)
①保険料：3,380円(月払)										②保険料：1,180円(月払)				③保険料：2,960円(月払)				④保険料：1,640円(月払)				

例	1 桁目	2 桁目	3 桁目	4 桁目
	C	V	1	4
	合計保険料 (①+②+③+④) : 9,160円			

「所得補償プラン」、「その他補償プラン」、「傷害・疾病プラン」のご希望の加入タイプを左から順にご記入ください。

一般社団法人日本映像ソフト協会 御中
 【提出先：株式会社 JVC ケンウッド・パートナーズ 行】
 FAX:042-646-4749

申請日 平成 26 年 月 日

生活あんしん保険加入申請書

会社名	氏名	フリガナ
所属	生年月日	S・H 年 月 日
電話番号	E-mailアドレス	

ご加入を希望される方下記欄にご記入下さい。(年齢はH26.5.1時点)
 ご加入希望プラン⇒パンフレットの表のタイプをご記入下さい。
 保険料は加入希望プランの保険料を合算した値を記入してください。

⇒記入方法はパンフレット4ページをご覧ください。
 ご注意：個人賠償責任、受託物賠償責任は同居の親族や別居の未婚の子も補償の対象となります。補償の重複がないよう十分ご注意ください。

申込締切日 平成 26 年 3 月 25 日 (火) 必着

被保険者氏名	続柄	年齢	ご加入希望プラン	保険料
ご本人様	本人	30才	CV14	9,160円
あいおい 花子	妻	28才	0015	4,010円
あいおい 太郎	子	2才	0026	2,420円
				円

※ご加入がご本人のみの場合は年齢・ご加入希望プラン・保険料のみご記入ください。

■所得補償プランの保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。下記欄にご記入下さい。記載のない級別の保険料および下記に記載されていない職業については、株式会社 JVC ケンウッド・パートナーズまたは引受保険会社までお問合わせください。
 ●1級: 会社業務員、企画、営業、など ●2級: 印刷、写真、DVD、等の製造、など
 ※ご自身の職種級別が不明な場合は取扱代理店にお問い合わせください。

職種級別	級
職業職務	

疾病プラン、所得補償プランにご加入の方は、後日「加入申込票」にて健康状態の告知が必要となります。

【取扱代理店】株式会社 JVC ケンウッド・パートナーズ TEL: 042-646-4788 FAX: 042-646-4749
 【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

FAXにてご返送ください。
 FAX 番号 : 042-646-4749

所得補償プラン
 ご加入の方は上記表を参照に職種級別・職業職務をご記入ください。

申請する日をご記入ください。

全てご記入ください。

必ず4桁で
 ご記入ください。

ご加入にあたってのご注意

- このチラシは団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので(株)JVCケンウッド・パートナーズまたは引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、(株)JVCケンウッド・パートナーズまたは引受保険会社までお問合わせください。
- この保険は一般社団法人日本映像ソフト協会を保険契約者とし、一般社団法人日本映像ソフト協会グループの会員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険の保険証券、普通保険約款・特約集は、保険契約者(一般社団法人日本映像ソフト協会)に交付されます。
- 所得補償プランの保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。記載のない級別の保険料および下記に記載されていないご職業については、(株)JVCケンウッド・パートナーズまたは引受保険会社までお問合わせください。
 - 1級…会社事務員、企画、営業 など ●2級…印刷(手工)、DVD等の製造 など※ご自身の職種級別がご不明な場合は取扱代理店にお問合わせください。
※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知義務事項として加入申込票にご記入いただきます。正しくご記入いただけなかった場合には、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
- ご加入時にすでに被っているケガや病気が告知の有無にかかわらず保険金お支払いの対象とはなりません。また、健康状態告知(疾病プラン、所得補償プランのみ)、加入申込票記載事項(年齢・職業・他の保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 次年度以降についても、ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一の補償内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率(オプションで疾病プラン、所得補償プランをセットした場合は継続日現在の保険料率および被保険者の年齢)によって計算されます。(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについてご継続を中止させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約開始後、以下の通知事項が発生した場合は遅滞なく一般社団法人日本映像ソフト協会、(株)JVCケンウッド・パートナーズまたは引受保険会社にご連絡ください。故意や重大な過失により遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・被保険者ご本人の職種級別を変更する場合
- 所得補償プランのご加入は一般社団法人日本映像ソフト協会会員企業の従業員の方のみで、新規59才まで、継続63才までとさせていただきます。
- OBになられましたら、一般契約になります。補償内容等については、異なりますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
- 疾病補償プランのご加入は新規70才まで、継続80才までとさせていただきます。

事故が発生した場合の手続き

★事故が発生した場合は、30日以内に引受保険会社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

なお、「あんしん24受付センター」では、専門の係員が事故の受付をさせていただきますのでご利用ください。

事故が発生した場合は下記までご連絡ください。
あんしん24受付センター 受付時間：365日24時間 携帯電話・PHS OK
*おかけ間違いにご注意ください。

0120-985024

「傷害プラン」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスがご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

「疾病プラン」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスがご利用いただけます。

【医療カウンセリングサービス】

- セカンドオピニオンのご相談
- 面談専門医のご紹介
- “がん”粒子線治療のご相談

【健康安心サポート】

- 健康検診サービス(人間ドック施設のご紹介/PET検診施設のご紹介/在宅検診のご紹介)
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- 介護安心サービス(介護安心相談/介護に関する業者・施設情報のご提供)
- メンタルご相談(メンタルヘルスのご相談)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業営業第二部営業第一課 担当:磯部・福原・加地
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
Tel 03-6748-7841 Fax 03-6748-7845

【取扱代理店】

株式会社 JVCケンウッド・パートナーズ

保険部 担当:阿部
〒192-8525 東京都八王子市石川町2967-3
Tel 042-646-4788 Fax 042-646-4749